

○国立大学法人埼玉大学成績優秀者の授業料免除に関する規則

〔平成24年10月25日〕
規則第43号

改正 平成28. 3.29 27規則80 平成30.11.22 30規則82
令和2.11.26 2規則27 令和4. 3.17 3規則40

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第65条第4項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第41条第3項の規定に基づき、成績優秀者の授業料免除の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業料免除の対象者)

第2条 成績優秀者の授業料免除の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部3年次の学生（夜間主コースの学生を除く。）
- (2) 大学院博士前期課程の2年次の学生のうち博士後期課程への内部進学予定者
- (3) 大学院博士後期課程の2年次の学生
- (4) 大学院専門職学位課程の学生

(授業料免除対象者の選考)

第3条 授業料免除対象者の選考は、成績が優秀であり、かつ、優秀な人物と認められる者とし、学生生活支援室で選考を行い、学長が決定する。

(授業料免除の額)

第4条 授業料免除の額は、原則として当該年度授業料後期分の全額とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、授業料免除の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則 (平成28. 3.29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.11.22 30規則8)

この規則は、平成30年11月22日から施行する。

附 則 (令和2.11.26 2規則27)

この規則は、令和2年11月26日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。